

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

尖閣諸島、竹島をめぐる問題について、私も質問いたします。

まず、野田総理に基本的な姿勢、認識について伺いますが、この日中そして日韓の関係というのは、我が国にとっても極めて重要であることは言うまでもないと思います。このもとで、尖閣諸島あるいは竹島をめぐる領土問題の解決に当たって何よりも大切なことは、歴史的事実と国際的道理を踏まえた冷静な外交交渉を行っていくということだと思っておりますけれども、総理の基本認識を伺いたいと思います。

○野田内閣総理大臣 これは委員の御指摘のとおり、大局観に立って、そして、全体的に悪影響が出ないようにするという事はしっかりと押さえておかなければいけません。

ただ、間違ったことが言葉で出てくる、行動で出てくる際には、冷静さを持ちながらも、きちっと毅然と対応しなければいけないと考えております。

○笠井委員 冷静に、毅然とという話がありましたが、日中や日韓両国の関係も考えたときに、やはりそういう意味では、緊張を激化させたり、あるいは関係を悪化させるような言動というのは、いずれの政府も慎む、そうしないと問題解決には至らないということで、それはよろしいですね。

○野田内閣総理大臣 御指摘のとおり、しっかりと冷静さを保ちながら議論しなければいけないと思います。

○笠井委員 そこで、まず尖閣諸島をめぐる問題であります。日本共産党は、尖閣諸島の日本領有については、歴史的にも国際法上も正当だという立場を明確にとっております。二〇一〇年の十月に私どもが出した見解の中で、「何よりも重要なことは、日本政府が、尖閣諸島の領有の歴史上、国際法上の正当性について、国際社会および中国政府にたいして、理を尽くして主張することである。」というふうに指摘をいたしました。当時、この見解に基づいて、この予算委員会で私も質問しましたし、それに先立って、志位委員長が衆議院本会議でも質問をいたしました。

問題は、歴代の政府が、一九七二年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領有の正当性を中国側にも国際社会にも主張してこなかったことではないかと率直に指摘したわけです。これに対して、当時、菅総理は、正しい理解が得られるように今後とも努力すると答弁されて、前原当時外相も、これまででいえば、歴代ということで大いに反省するところがあるというふうに答えました。

野田総理、あれから二年たつわけですが、日本政府として、この問題で正当性について主張するという点で、どういう努力をしてきたというふうに総括をされるでしょうか。

○野田内閣総理大臣 委員の御指摘のとおり、尖閣諸島については歴史上も国際法上も我が国の固有の領土であるということは、これは明々白々であります。

したがって、解決すべき領有権の問題はないというのが基本認識でありますけれども、こうした自分たちの主張ということは、例えば中国が尖閣諸島に関する独自の主張に基づくことを行った場合には、こうした我が国の立場というものを一貫して明確にしていまいりました。

加えて、こうした立場については、国の内外で正しい理解を得るべく、政府ホームページを含めた対外発信、外交ルートを通じた働きかけに加え、累次の機会に、外国メディアへの反論あるいは所感掲載や、申し入れを実施してきているということをございまして、今後ともそういう努

力を続けてまいりたいと思います。

○笠井委員 伝えている、そして主張しているというふうに言われたんですが、私は、尖閣問題でどこまで突っ込んでやりとりしているかというのが問われることになると思うんです。

そこで、一番肝心の、領有権の歴史的、国際法的な根拠について改めて整理して確認をしたいんですけども、まず、尖閣諸島の存在というのは古くから日本にも中国にも知られていたけれども、いずれの国の住民も定住したことのない無人島だった。そして、一八九五年の一月十四日の閣議決定によって日本側に編入されたけれども、それが歴史的には最初の領有行為であって、それ以来日本の実効支配が続いている。所有者のいない土地に対しては、国際法上、先に占有していた、先占といいますが、これに基づく取得及び実効支配が認められていると。

この尖閣諸島をめぐるのは、中国側が、日清戦争に乗じて侵略によって日本が奪ったというようなことを言っているわけですが、そういうものではなくて、そういう点では中国側の主張は成り立たないということだと思ってしまうんですが、それはよろしいでしょうか。

○玄葉国務大臣 全くそのとおりで、無主地先占というのがまず一つございます。そして、この間、繰り返し申し上げてまいりましたけれども、石油の埋蔵の可能性が指摘されてから領有権の主張を始めたということも事実でございます。

その上で、いわゆるサンフランシスコ平和条約などでもそうなんです。あるいは、もっと言う和下関条約とも関連するわけでありましてけれども、我々、サンフランシスコ平和条約で、いわゆる放棄すべき領土の中に台湾と澎湖諸島ということを書いてあるんですが、そこにもう尖閣諸島は含まれないということが明確になっているわけでありまして。

これは、具体的に言うとサンフランシスコ平和条約の第二条ということで、日本が放棄した領土には含まれないということで、先ほど石破先生からも御指摘があったいわゆる沖縄返還協定、これはまさに、尖閣もあわせて日本に施政権が返還をされているということでございます。

○笠井委員 今、玄葉大臣の言われた点に関連しているんですが、総理に一点確認です。

中国側は現在、尖閣諸島の領有権を主張しているわけですが、つまり一八九五年から一九七〇年までの七十五年間を見ますと、石油の話も出ましたが、一度も日本の領有に対して異議も唱えない、そして抗議も行ってこなかった。したがって、まさに日本の領有と実効支配は正当だということでもよろしいでしょうか。総理、お願いします。

○野田内閣総理大臣 御指摘のとおり、今の一八九五年から一九七〇年代の初めまでおおよそ十年近く、明確に中国が、かの国の領土であるという意思の表示は全くありませんでした。

○笠井委員 そういう歴史的な問題について、国際法上の問題についても、私は、やはり中国に対しても、それから国際社会に対しても、突っ込んでやりとりする必要があると考えているわけですが、この二年間でいいますと、菅総理から野田総理にかわられました。そして外務大臣も、松本外務大臣、前原さんの後になられて、それから玄葉大臣ということで、その間に、この日中の間でいうと、首脳会談、外相会談、電話も含めて、もう三十回以上やっているんですかね。そういうことでやりとりされていると思うんですが、尖閣問題をめぐってこうした突っ込んだやりとりをやってきたのかという問題、どうでしょうか。

○玄葉国務大臣 これは結局、もともとこの尖閣について領有権の問題は存在しないという立場なものですから、我々は、我々からこのことを、特に外相会談で具体的に歴史、国際法上の根拠

を説明するという事は、私はむしろしない方がよいところがあると思います。

ただ、例えば、領海を侵犯された、侵入があったとか、そういうときに中国独自の主張が出てきたというときには、これは、当然、明確かつ具体的にしっかりと、我々の立場というより、我々の立場はもう先ほどおっしゃっていただいたとおりなんですけれども、立場どころではないんですけれども、具体的に話をする、そういうことだろうと思います。

これは、実は尖閣だけじゃないんです。余り言い過ぎるといけないんですが、やはり国際法上の根拠というものを、例えば南シナ海でも何でもそうなんですけれども、きちっと言っていくということは、実は大事なことだと思うんです。

つまり、力によって物事が全て決まったり、力による支配というのではなく、やはりまさに法の支配とか国際法上の根拠とかそういったものをきちっと示していくということは、一般論で言えば非常に大事であるというふうに思います。

○笠井委員 そのこのところで、そういうことだと思うんですよ。まさにきちっと言っていくことは大事なんですけれども、玄葉大臣がいみじくも言われたけれども、中国との間でそういう問題を突っ込んでこちらからやると、つまり、領土問題は存在しないと言っているのに存在を認めることになるということで、踏み込んだ議論ができないということになって、それで、中国に対しても国際社会にも、先ほどあったように、歴史的にも国際法的にも日本の領土であって、解決すべき領有権の問題は存在しないという主張をやっているということになっていると思うんですが、それではちょっと弱いんじゃないか。そこはやはり踏み込んで言わないと、本当にこの問題では正当性についてはならないんじゃないかということだと思うんです。

日本政府が、尖閣諸島の領有の歴史上、国際法上の正当性について国際社会あるいは中国政府に対して理を尽くして主張するという冷静な外交努力を、率直に言って、それを怠ってきた、つまり、存在しないということをもってですよ。そのことが今回のような事態が繰り返される根本にないのかどうか。

つまり、そういう点でいうと、日本政府として、日本の領有の正当性について理を尽くして説くという点については、さらに本格的な外交努力が、やはりこういうときだからこそ、今こそ必要んじゃないかというふうに思うんですけれども、これは、総理、いかがでしょうか。

○野田内閣総理大臣 尖閣の問題について、我が国が何か問題があるかのような問題提起をして議論をするということは、これはやはりふさわしくないと思うんですね。基本的には、領有権の問題は存在しないということでもあります。

ただし、この領有権の問題は存在しないということによって、理を尽くして議論をする、相手を納得させるというところが思考停止になってはいけないと思います。そこは、私は、ちょっとこれまでの歴代の政権を含めて、私どもの政権も含めてですが、これからどうするかというのは、総括をしながら進めなければいけないと思います。

例えば、私も首脳会談のときに、先方の方から、核心的な利益と重大な関心があると言われて、重大な関心の部分で尖閣に触れてきたときがありました。私どもの立場はしっかり伝えました。伝えた上に、もう少し理を尽くして議論を突っ込んでよかったかもしれないという気もします。

そういうことを踏まえて、状況によっては、さらに時間をかけて理を尽くすというような、そういうことも必要ではないかと思います。

○笠井委員 まさにその理を尽くしてというところが、やはり外交でいうと一番勝負どころで、一番強いところになるんだというふうに思います。

次に、竹島問題でありますけれども、韓国の李明博大統領が竹島を訪問したことについてであります、あのような日韓両国間の緊張を高めるような行動というのはとるべきでないというふ

うに考えます。

領土問題の解決は、あくまで歴史的事実と国際法上の道理に基づいて、冷静な外交交渉によって解決を図るべきだ、この点でも、本当にそれが大事だと思います。

日本共産党は、この竹島の領有を日本が主張することには歴史的な根拠があるということを、一九七七年に発表した見解でも明確に述べております。

同時に、竹島問題をどうやって解決するかという問題では、日韓の間に解決を冷静に話し合うための外交的な土台と申しますか、話し合いの場と申しますか、それを築く必要がある。ところが、今それが無いということだと思っておりますが、なぜそういう話し合いの場ができない、あるいは、無いというふうに考えておられるのでしょうか。

○玄葉国務大臣 これは、この間の日韓関係の歴史を見たときに、先ほど総理からもお話ありました、批判ではございません、日韓関係は、よいときもあれば、困難な局面を迎えたときもあります。

私もずっと概観いたしましたけれども、例えば最良のときというのは小渕元総理そして金大中元大統領のときじゃないかと思っております。共同宣言を行って、それでも最後の方は教科書問題で悪くなっているんですね。

恐らく、この間、竹島を取り上げたケースというのは余りなかったと思っておりますね。つまりは、ヘリポートができて、決してかつての政権の批判じゃないですよ、つまり、接岸施設ができて、有人灯台ができて、口上書で済みます、こういうことだったんですね。いろいろな意味で配慮してきた。竹島についてこちらから触れないという配慮もこの間してきたということじゃないかと私は思っているんです。

だからといって、私が日韓外相会談で取り上げました、取り上げますけれども、では、理を尽くしてお互い真摯な議論をその場でできるかといえば、そう簡単なことではありません、率直に言って。

ですから、そういう意味で、言うはやすく行うはかたしで、先方は今回だって、I C J の提案に対して、正式な連絡はありませんが、報道ベースによれば、その提案は受けない、こう言っているわけですよ。韓国は韓国独自の立場があるわけでありますから、そう簡単に外相会談でそれを俎上にのせて具体的に論争するということができる状況かといえば、残念ながら、この間、一貫してそうではなかったのではないかと申すように言わざるを得ないと思っております。

○笠井委員 今、I C J の話もありましたが、この提訴をめぐる、国際的にアピールしたとしても、結局、肝心の相手国である韓国との話し合いの場がこの問題でできないと解決に向かっていかないということだと思っております。そのために努力しなきゃいけない。

日韓関係の重要性を考えれば、両国の話し合いの場をこの問題でもつくって、歴史問題あるいはこの問題でつくって、冷静な外交交渉で解決する以外にない。結局そこに来ると申すように思っております。

そういう場さえない状況がなぜつくられているかという問題なんですけれども、さまざまな問題があると思っております。双方の側にいろいろある。

その中で、日本側の問題点として言えば、日本政府が一貫して韓国併合、植民地支配に対する真摯な反省をしてこなかった問題を、やはりそれはそれとして真剣に考えるときではないか。

例えば、日本の竹島領有については、歴史的根拠があることは明確です。この主張にも根拠がある。これは私どもはそういうことを思うわけですが、同時に、この島の日本への編入が行われたのが一九〇五年ということで、既に日本が韓国を植民地化する過程にあつて、そして既に韓国の外交権が奪われていたという状況で編入がされた。

だから、そういう点では、そういう事実をきちっと歴史的にも認めて、そして韓国側の主張も

しっかり検討するという必要が、これはあるんじゃないでしょうか。総理、いかがですか。

○玄葉国務大臣 まず、一九〇五年に島根県に編入したわけですがけれども、それはあくまで領有権の再確認だということは冒頭申し上げておきたいと思います。

それは、先ほども申し上げましたけれども、十七世紀の半ばまでに日本の領有権というのは既に確立をしていて、当時、幕府が公認ということで、まさに、町人の方々がアワビの捕獲とか、いわゆる実効的な支配をもう既にしていたという経緯があるということ踏まえて対応しなきゃいけないというふうに思います。

○笠井委員 そのこのところは、歴史的に根拠があるというのは、我々もそう思っているんです。

つまり、今、歴史的な話でアワビの話もされましたが、日本の竹島の領有についての主張の歴史的根拠があるということについては明白だと我々も思っているんですが、同時に、それが、再確認と言われましたが、編入したときというのがどういうときかといえば、やはり、当時、韓国の外交権を事実上奪うという過程の中であったことは紛れもない事実で、それに対して異論が言えなかったという事実もある。

つまり、一九〇四年の二月に日露戦争が始まりました、直後に、ソウルを占領するということで。そして、同月に日韓議定書が強要されて、その上で、八月には第一次日韓協約で、これは日本が推薦する顧問を押しつけて外交と財政を握って、そして一九〇五年の十一月に、第二次協約ということで、保護条約ということになってくる。

つまり、そういう歴史的事実を事実として認めないと、結局そのこのところで行き違いが出てくるんだと思うんです。

つまり、韓国では、戦前の日本による併合、植民地支配の最初が竹島だったと韓国国民のほとんどがそう思っている。そのときに、歴史への反省抜きに、これは根拠があるということで竹島は日本の領土だと言っても、それだけで冷静な話し合いの入り口にも行かないんじゃないか、そこを考える必要があるんじゃないかということと思うんですけれども、どうですか。

○玄葉国務大臣 そこは、まさに韓国側の主張がそういう主張なんですね。

でも、我々は、この竹島について、先ほども申し上げましたけれども、江戸時代から領有権を確立した上で、一九〇五年にそれを再確認し、しかも、先ほど東先生が言っていたんですけれども、サンフランシスコ平和条約で、韓国は、まさに日本が放棄すべき領土に竹島を含めてくれ、こう言っているんだけど、米国は明確にそのとき拒否しているわけです、明確に。ですから、これはやはり歴史的に、また国際法上も日本の固有の領土であるということだと私は考えています。

○笠井委員 韓国を私は代弁しているつもりはないので。ただ、韓国ではそう見られている。つまり、その時期がそういうことだったということについて、歴史的な事実についてのもつれた糸をほぐすということをやらなきゃいけないと思うんですよ。その作業というのが必要で、それは、日本はこうであるということ言えばいいんですけども、しかし同時に、反省すべきところはするということで、歴史的根拠の問題と、この編入をして、あるいは併合してという問題についての反省とはきちっと分けて、それはそれでやるというふうにしないと、結局話し合いの場が持てないんじゃないですか。

つまり、歴史問題はもう決着だという話をよく言われますけれども、では、そう言ったとしても、日本のそういう主張が今、韓国社会に受け入れられていると思うかというふうになったら、受け入れられていると思いますか。そうならないかと思ったら話し合いの場は持てないわけですから、そこは、別に日本の主張を譲れとかという、領土の歴史的根拠を譲れと言っているんじゃない

いんです。だけれども、そのときの事情というのがあるんだから、それについて反省すべきところはするということをしないと、話し合いの場が持てて解決に向かわないんじゃないかということを行っているわけです。

○玄葉国務大臣 だからこそ国際司法裁判所に提訴を提案しているんです、しかも合意付託で。もっと言えば、一九六五年の紛争解決交換公文に基づいた調停を提案しているわけです。まさに、武力でどうだこうだということではなくて、第三者が公正な形で平和的にこの紛争を解決する。

これは実は、ICJに我々がこうして提訴するということは、我々だって、結果に対して受け入れる、そういう覚悟が必要なんですね、そういう意味では。ですから、まさに冷静に対応するためにも、合理的に対応するためにも、私は、ICJで、国際司法裁判所で、また、そして国際社会全体で解決、あるいはそういった法の支配のもとで解決していく、そのことがよいというふうに思っています。

○笠井委員 ICJに提訴してアピールしたとしても、さっきも言いましたが、肝心の韓国が話し合いの場にちゃんと出ないと、先に、解決に行かないわけですから、私は、総理、最後に端的に伺いたいんですが、やはり、日本が過去の植民地支配への根本的な反省に立ってこそ、竹島問題については冷静に話し合う場、テーブルをつくることができると思うんです。そうすれば、双方が歴史的事実を突き合わせて、問題を外交交渉によって解決する道が開かれていくと思うんですけれども、そこに踏み出すべきだと思うんですが、その点、総理、一言、いかがですか。

○野田内閣総理大臣 理を尽くして説明という、私は、その一番前提は、相手の言っていることの根拠がないということを確認することだと思います。我々の立場はしっかり主張しなければいけません、その上で、例えば韓国が主張しているのは、古い文書に記載がされていたというんだけれども、これは直接竹島かどうかわからないとか、漁師の発言とか、これも曖昧なんです。その根拠を一つ一つ潰していくことだと思います。

ただ、これは政治家同士、外交当局同士の議論、もちろんやらなければいけません。けれども、一方で、今回は国際司法裁判所に提訴をしました。まだ相手の態度はわかりません。これは決め打ちはできないと思いますが、自信があるならば堂々と受けるべきだということを我々は主張すべきだと思います。

○中井委員長 笠井君、時間が来ています。

○笠井委員 時間になりました。反省すべきところはきちっとして、歴史的事実と国際的道理できちっとやる、この態度で臨むべきだということを申し上げて、質問を終わります。